

第2回政策評価審議会（第2回政策評価制度部会との合同）議事要旨

1. 日 時 平成27年7月31日(金)9時30分から11時15分

2. 場 所 中央合同庁舎第2号館 第3特別会議室

3. 出席者

(委員)

岡素之会長、谷藤悦史会長代理（政策評価制度部会長）、牛尾陽子委員、田中弥生委員、藤井眞理子委員（政策評価制度部会長代理）、松浦正敬委員、山口昌紀委員、薄井充裕臨時委員、白石小百合臨時委員、森田朗臨時委員、加藤浩徳専門委員、岸本充生専門委員、堤盛人専門委員

(総務省)

新井行政評価局長、讃岐官房審議官、古市官房審議官、吉開総務課長、白岩前総務課長、中井企画課長、荒木前企画課長、菅原政策評価課長、箕浦前政策評価課長、平野企画課企画官、渡邊前企画課企画官

4. 議題

- 1 専門委員挨拶
- 2 行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方について
- 3 政策評価制度部会における当面の取組事項等について

5. 資料

資料1 政策評価審議会名簿、政策評価制度部会名簿

資料2 「行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方」の検討に当たった問題意識

資料3 「中長期的な考え方」に係る今後の予定（案）

資料4 政策評価制度部会における当面の取組事項

資料5 次回以降の審議日程

参考資料1 過去3年における行政評価局調査の実績（平成24年度～26年度）

参考資料2 行政評価等プログラム（平成27年4月）

参考資料3 平成26年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告（概要）

参考資料4 政策評価制度に関する決議（平成27年7月8日参議院本会議）

参考資料5 規制の事前評価の点検結果について

6. 会議経過

(1) 5月18日に任命された専門委員が紹介され、各専門委員から挨拶が行われた。

(2) 事務局から、「行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方」について、資料2及び資料3に沿って説明が行われるとともに、藤井委員及び森田臨時委員から補足説明がなされ、その後意見交換が行われた。意見等の概要は以下のとおり。

- ・ 資料2に「担当府省とは異なる立場から」とあるが、これまでどういう立場で総務省が調査した例があるのかとの質問に対し、事務局から、具体的調査事例として、複数府省が関係しており担当府省では評価しきれない事例や、担当府省が把握していない現場の意見を取り入れた事例、府省や制度の狭間に着目した事例などがあるとの説明があった。これに対し、各府省と総務省とで評価の重複があるとの誤解を防ぐために、「担当府省とは異なる立場から」という点を明確に説明する必要があると、また、調査結果がその視点に基づいているかどうか点検していく必要があるという意見があった。
- ・ 上記に関連して、行政評価局調査は、問題点を挙げて批判するのではなく、各府省が把握していない視点や問題点を第三者的に見て改善を促す役割を持つべきであるとの意見があった。
- ・ 資料2に記載された視点①について、技術の進歩に法規制が対応できているかをチェックする海外でのテクノロジーアセスメントを例に挙げ、技術の変化を見越した調査の視点があるとよいのではないかと意見があった。
- ・ 上記に関連して、技術の進歩と経済社会環境の変化とは区別して考えたほうがよいとの意見があった。
- ・ 経済社会環境の変化について、地方では明らかに右肩下がりのメカニズムを組み込むべき状況であり、霞ヶ関で作った施策で現場に即していないものを見直すという視点は重要であるとの意見があった。
- ・ 資料2に記載された視点③について、単なるシリーズ評価で終わると各府省の評価と差異がなく、総務省は、制度を全体として見た上で、ガイドラインを作成するなどの問題提起をして制度形成の一助となるという目的を明示すべきとの意見があった。
- ・ 右肩下がりのメカニズムを組み込んだ先の世界観についての合意形成が必要であるとともに、規模のコンパクト化など質の向上を図る視点を持つべきとの意見があった。
- ・ なぜ総務省が調査を行う必要があるのかという説明をきちんとする必要があるとの意見、時代が変化する中、限られた人員で業務を行うことが組織の宿命であり、的確な定員管理の下、従前の業務をスクラップアンドビルドする必要があって、これを実現するための評価を行っていく必要があるのではないかと

の意見があった。

- ・ 総務省の評価は、各府省の政策の見直しを促すものであるという点を強調すべきであり、政策評価という言葉は、ミドル・バック的な印象を持たれがちであるが、評価はフロントの活力をより高めることが目的であり、各府省に協力を依頼するなどポジティブに打出すことが重要であるとの意見があった。
- ・ 各府省から自らの所管に関する調査テーマの提案が来るような存在になるべきとの意見があり、さらに、各府省が他府省に求めていることが何かということまで取り上げられるような仕組みがあると良いとの意見もあった。
- ・ 行政評価局調査を行うに当たっては、行政の効率化という観点だけでは不足であり、政策の中身が正しかったかどうかを評価する必要があるとの意見があった。
- ・ 中長期的な視点を考えるに当たっては、これからの日本がどうあるべきかについて考える必要があるが、行政評価局調査自体が国民に知られておらず、国民から遠い存在であるため、国民が真に求めるものをきちんと把握して評価を行う必要があるとの意見があった。
- ・ 資料2の視点②は、既にある重点政策を前提としているが、何を重点政策とするか自体を示唆できる評価も目指すべきとの意見があった。
- ・ 各府省における政策は、府省間で整合するよう調整されているが、政策をブレイクダウンした施策や事業のレベルでの整合性が取れているかという視点を明示するべきではないか、また施策や事業レベルでの補完関係、重複や抜け落ちの有無について、総務省がチェックするべきとの意見があった。
- ・ 事務局から、行政評価局の得意技を發揮できる分野がある一方で苦手な分野もあり、施策の実績を調査しその結果から処方箋を出すという行政評価局調査の性質上、相当の先見性や専門性が求められるものについては、同局限りでは難しい部分がある、同局では、現在、来年度以降の調査テーマを検討しており、次回の審議会では具体的な調査テーマ案についてもご審議いただきたいとの説明があった。

(3) 岡会長から、意見交換を終えるに当たり、今後の進め方として、「行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方」について、谷藤会長代理、藤井委員及び森田臨時委員で「素案」の検討を進めていただきたいとの方針が示された。

(4) 事務局から、政策評価制度部会における当面の取組事項について、資料4に沿って説明が行われた。

(5) 目標管理型評価ワーキング・グループの谷藤主査、規制評価ワーキング・グループの森田主査から、それぞれ補足説明があり、その後意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- ・ 目標管理型評価について、目標の定量化になじまない施策も存在し、無理に定量化を推し進めることで、目標管理にゆがみを生じさせており、基本的には定量的な目標設定をすべきだが、その必然性がない施策については、各府省にその旨を提示する必要があるとの意見があった。
- ・ 規制評価について、規制という手段で目的を達成できるのか、生じうる副作用とのバランスをどう考えるのか等について、論理的な因果関係を評価できる方法の開発が重要であるとの意見があった。
- ・ 目標管理型評価について、P D C Aサイクルに関し、P (P l a n) が明確でなく、設定した目標と目標達成のために政府が行う活動がどう結びついていくかのロジックを明確にしないことには、D (D o)、C (C h e c k)、A (A c t i o n) が機能しないとの意見があった。
- ・ 規制評価について、これから起こることに定量性を求めすぎると、評価の視野が狭くなるおそれがあり、レビューの時期や条件を設定しているところでもあり、定量的な指標での分析の実行可能性についても注意しながら議論を深めていかないといけないとの意見があった。
- ・ 規制評価について、非常に専門的な領域であることから、専門家へのアウトソーシングも含めてやり方を提案してほしいとの意見があった。
- ・ 規制評価について、本来は規制の意思決定への有用性から導入されたものであったが、実際は規制の内容が決定してから評価がされるような現状があり、そもそも定量化や代替案を提示するインセンティブがないことから、規制ができてから廃止されるまでのライフサイクル全体で見えていくべきとの意見があった。
- ・ 規制評価について、規制の社会的反響の大きさのみで評価を丁寧に行うか否か決めているような現状があり、その点も今後検討の必要があるとの意見があった。

(6) 事務局から、次回以降の審議日程について、資料5に沿って説明が行われた。

以上

(文責：総務省行政評価局)